

三、山作、場合ニ於ケル立毛検査利用料、割引は足

四、其他耕作上必要事項

第五大條 委員会、委員会は組合長ナ以テ議長トス

委員会、次議ハ出席者、過半数ヲ以テ之ヲ為ス可否同款十九ト

キハ議長、決スル所ニ依ル

委員半数以上出席スル非ハ之ヲ開ケコトヲ得ス

第五十七條 第二四條、規定ハ委員会ニテ集用入

第五十八條 本組合ニ事務員ヲ置クコトヲ得

但員數ハ總会ニ於テ決定シ組合長之ヲ任用ス

事務員、理事及監事、指揮ナシケン、庶務、往事入

第三十九條 本組合、事業年度、毎年一月一日ニ始り十二月三十日ニ終ル

第四十條 本組合ニ歸祐金アリトキハ郵便局、産業組合中央金庫

信用組合聯合会又ハ總会、承認ヲ終タル銀行ノ預入セントス

第三十一條 本組合ニ於テ設備スルモノ尤一如シ

一、農業用地其、附屬設備

二、其他、會会、水議ナシタルモ

第三十二條 組合員耕地ヲ理事、承認ナシケル非ハ兵庫縣安栗郡草薙

村草野ニ於テ所有スル耕地ヲ組合ニ提供セスニテ組合員外ノ

又ハ耕作セシノ又ハ組合外ヨリ耕地ヲ借受ケ之ヲ耕作スルコトヲ

要入

第三十三條 組合員耕地ヲ利用セバトスレトキハ其、耕地、字地番及別番ニ

期限等ヲ組合員ニ申出スルコトヲ要ス

組合長前項ノ申込ヲ受ケタルトキハ申込人ニ諾否ヲ通知スルモノス

第三十四條 耕地ヲ耕作セシタル組合員、耕ナハ別ニ足ハル耕作契約書

ヲ差出セシムルコトヲ要ス

第三十五條 組合員ハ耕作シタル耕地、計シ利用料ヲ支拂フコトヲ要ス

第三十六條 利用料ハ玄米リ以テシ從来一小作料、標準トシ委員、查定ヲ經テ毎年一日ノリ組合員ニ公示スルモノトス

第三十七條 利用料、耕華ハ別ニ足ハル所ニ係ル

第三十八條 利用料、組合長、指定シタル期日拂付、納付スルモノトス

十五、遇急料ヲ空收不、但シ已ハナ得サル事情ニ依リキ

組合長、取諾ヲ得タルモノ此一限ニアラス